平成２１年（フ）第８１９号
岡山市南区藤田773番地６　コーポＴ＆Ｓ－103号
債務者　萩原　佳奈（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２８２号
大阪市生野区鶴橋５丁目18番13号
債務者　福若　昌一
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６４７号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　岡嶋　正幸
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０６１号
東京都足立区足立１丁目19番５―608号
債務者　眞鍋　宗建
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０６２号
東京都足立区足立１丁目19番５―608号
債務者　眞鍋　初代
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１３７号
東京都昭島市朝日町４丁目５番８―104号
債務者　豊田　精勲
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１８８号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地４―８―501
債務者　アラハッサン聖生
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３１０号
東京都小平市花小金井６丁目20番３―302号
債務者　岡本　民夫
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２８１２号
横浜市中区伊勢佐木町５丁目128番地　井田ビル４Ｆ―Ａ
債務者　神田　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８１９号
横浜市保土ケ谷区上星川１丁目20番26号
債務者　梶山　光雄
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８８４号
神奈川県大和市福田４丁目23番地５　パールハイツ105号
債務者　千葉　清英
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９１９号
横浜市西区浅間町４丁目346番地４　ハイツ浅間303号、住民票上の住所神奈川県平塚市榎木町３番27号　杉浦ビル202号
債務者　高野　由佳
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２８号
広島県福山市川口町１丁目18番30―506号　サンイーズマンション
債務者　大上　愛子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３５４号
広島県福山市加茂町大字下加茂2026番地、旧住所岡山市今８丁目10番20号Ｂ―102
債務者　池田　秀憲
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２０９号
山口県山口市大字八幡馬場36―１、住民票上の住所山口県下松市瑞穂町２丁目22番７号
債務者　水澄　桂司
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１９８号
秋田県横手市南町11番56号　かね屋アパート
債務者　百合川聡美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前11時
秋田地方裁判所横手支部